

第3次障がい者福祉プラン（素案）及び

第2期障がい福祉サービス計画（素案）に関するパブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 平成21年1月14日（水）～2月11日（水）

(2) 意見の応募者数・件数 21名（76件）

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数		10	2	8	1 (障がいのため文書作成が困難)	

2 意見の概要と市の考え方

① 計画全体について（3件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	障がい特性に応じた施策を講じて欲しい（1件）	障害者自立支援法により制度は統一され障がいの種類に関わらず必要なサービスを提供しておりますが、その一方で、障がい特性に配慮することは重要と考えており、障がい特性に応じた支給決定等を行い、サービスを提供しております。
2	障がい者が地域の中で普通に暮らせる社会の実現のためには行政の取組が必要である（1件）	障がい者福祉プランの基本目標である「障がい者が健康で生きがいを持ち、住みなれた地域で生活し、積極的に社会参加できる社会の実現」を目指し、様々な施策・事業に取り組んでまいります。
3	「障害」の「害」の字のひらがな表記についてルールを記載して欲しい（1件）	計画に本市の「障害」の「害」の字のひらがな表記のルールについて記載します。

② 就労支援について（7件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	適切な支援があれば一般就労できる障がい者はたくさんいると思うので、保護者や企業の理解を促して欲しい。（2件）	障がい者の一般就労のための企業の理解促進につきましては、障がい者雇用に関する啓発促進において取り組んでまいります。（プラン：P26）
2	一般就労の場の拡大に取り組んで欲しい。（2件）	一般就労に関する相談、就労先の開拓、一般就労に向けた各種訓練の実施により、障
3	就労前から就労時、就労後のフォロー、離職者の対応など一貫した就労支援の取組が必要である。（1件）	がい者の民間企業等への就職や職場定着を促進するための障がい者就労支援センターの設置の検討や、障がい者インターンシップ支援事業、ジョブコーチ支援事業などに取り組んでまいります。（プラン：P26）
4	障がい者就労支援センターが計画されているが、宇都宮市が県東央圏域から独立すると障がい者就労・生活支援センターの設置の必要性も出てくる。両センターの役割や連携のあり方など整理しておく必要がある。（1件）	計画に位置付けております障がい者就労支援センターにつきましては、障がい者の民間企業等への就労や職場定着の促進を目指し設置の検討を進めていくもので、その具体的な事業内容や実施手法等につきましては、計画期間に検討してまいります。なお、障がい者就労・生活支援センターにつきましては県が設置する事業ですが、機能面での類似も想定されますことから、前段の検討の中で整理してまいります。（プラン：P26）
5	精神障がい者の就労支援の場の拡大が必要である。また、精神障がい者は体調が悪いと何ヶ月も休んでしまう場合があるので、受け入れる就労支援の事業所は単価報酬では厳しく支援が必要である。（1件）	就労支援策を検討するにあたっては、障がい特性に配慮した施策を検討することが重要であることから、今後の就労支援策を考える際の参考といたします。

③ 地域生活への移行について（3件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	地域生活への移行を進めていくのであれば、地域住民の障がい者に対する理解が必要である。（1件）	地域生活への移行を進めていくためには、地域住民の障がい者に対する理解が不可欠であることから、地域住民の理解や協力が得られるよう、民生委員、身体・知的障がい者相談員、ボランティア、企業、関係機関との連携を強化してまいります。 (サービス計画：P 4 3)
2	グループホーム・ケアホームの整備を進めていくことも必要だが、自宅やアパートで一人暮らしをするための家事援助や居住サポートなどの支援があれば、地域生活への移行が進む。（1件）	地域生活への移行を進めていくにあたりましては、家事援助などの居宅介護サービスの充実や、入居のための調整や入居後の相談支援などを行う居住サポート事業の実施について検討してまいります。 (プラン：P 3 2，サービス計画：P 3 2)
3	宇都宮市は県都で家賃が高く、年金や障がい者手当で生活をしている障がい者がグループホーム・ケアホームを利用すると生活費が赤字になり生活できない状況にあるので、家賃補助などの利用者への援助が必要である。（1件）	グループホーム・ケアホームにつきましては、初度設備等に対する補助制度を設けております。（サービス計画：P 4 1） なお、家賃補助につきましては、グループホーム・ケアホームの設置を進めていく際の参考とさせていただきます。

④ 地域生活支援事業について（４２件）

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	視覚障がい者の外出時の代筆・代読をコミュニケーション事業に位置付けて欲しい。（１件）	コミュニケーション支援事業には代筆・代読事業は位置付けられておりませんが、重度視覚障がい者に限り居宅介護の中の通院等介助で対応しております。
2	（障がい福祉サービス計画） 地域活動支援センターについては「引き続き障がい福祉サービス事業所への移行を支援」と記載されているが、今までどのような移行支援策を講じてきたのか例を示して欲しい。（１件）	地域活動支援センターから障がい福祉サービス事業所への移行に際して、改修や備品整備等が必要な場合の補助制度を設けております。
3	（障がい福祉サービス計画） 移動支援事業のグループ支援の検討について、今後の具体的な検討課題の例を示して欲しい。（２件）	移動支援事業のグループ支援につきましては、様々な支援の手法があることから、どのような支援が本市の特性に即しているのか、今後、具体的な検討をしてまいります。 (プラン：P 2 8, サービス計画：P 3 7)
4	移動支援事業について通学や通所でも使えるようにして欲しい。（２件）	移動支援事業の通学・通所での利用につきましては、家族の急病など緊急時には利用することが可能です。
5	移動支援について、余暇の際の支援を充実するとともに、家庭の事情で送迎できない時の通学支援を充実して欲しい。（２件）	移動支援事業につきましては、今後も利用者ニーズに応じた事業の充実に努めてまいります。(プラン：P 2 8, サービス計画：P 3 7)
6	（障がい福祉サービス計画） 移動支援事業の見込量について平成 2 1 年度以降、全体量は若干増えているものの、一人あたり月平均利用時間が減少し 1 1. 8 時間となっているが、十分なのか。（３件）	外出の支援については、居宅介護による通院介助の利用目的が拡大されるなど、介護給付による外出支援の範囲が拡大しており、移動支援からの利用の変更が見られているところです。 今後も移動支援から他の外出支援のサービスへ利用が移行することが想定されることから、第 2 期計画期間における移動支援の一人あたりの平均利用時間については減少するものと見込んでいます。(サービス計画：P 3 7)

7	<p>(障がい福祉サービス計画)</p> <p>平成23年度までに地域活動支援センターの見込量が5か所も減る計画となっており、障がい者や家族に不安を与える。障がい福祉サービス事業所への移行を積極的に進めるのであれば、その具体策を示し支援策の低下や社会資源の全体数の減少でないことをわかりやすく説明して欲しい(1件)</p>	<p>地域活動支援センターにつきましては、支援費制度時代の旧法定外作業所等の多くが当該センターに移行しているところですが、運営の安定化や規模の拡大等を目指して生活介護や就労継続支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所への更なる移行が見込まれていることから、現状の地域活動支援センターについては減少するものと考えているところです。</p> <p>障がい福祉サービス事業所への移行につきましては、国の特別対策事業や指定要件の緩和策</p>
8	<p>地域活動支援センターが減少するのは、介護給付や訓練等給付事業に移行するからなのか。その場合には、「多様なニーズに応えるため」の地域活動支援センターと言っているのに、その役割が果たせなくなるのではないか？ニーズに応えるという役割を果たせるのであれば、利用者も増え、施設も増えると考えます。(1件)</p>	<p>の活用、設備整備補助の活用を図りながら、積極的な移行を支援していきます。</p> <p>なお、全体の施設系サービスにつきましては増加する見込みであることから、社会資源の減少と取られないよう、計画の記載につきましても詳しく記載いたします。</p> <p>(サービス計画：P37)</p>
9	<p>日中一時支援事業(放課後支援型)の対象者を特別支援学校の中学生・高校生、特別支援学級の中学生まで拡大して欲しい。(10件)</p>	<p>日中一時支援事業(放課後支援型)につきましては、特別支援学校の中学生への対象者の拡大、実施場所の拡大などを検討してまいります。(プラン：P31、サービス計画：P39)</p>
10	<p>日中一時支援事業は利用回数を制限しないで、必要な時に支援が受けられるように事業拡大して欲しい。(8件)</p>	<p>今後とも日中一時支援事業の充実に努めてまいります。</p>
11	<p>市内には児童デイサービスがないので他市の児童デイサービスを利用している。市内で児童デイサービスを実施して欲しい。(2件)</p>	<p>児童デイサービスにつきましては、市が設置している障がい児通園施設の活用と併せ、必要なサービス量の確保に努めてまいります。</p> <p>(サービス計画：P25)</p>

12	<p>(障がい福祉サービス計画)</p> <p>地域活動支援センターについては市独自の運営安定化策により前身の作業所と同額の事業報酬は確保されているが、額が低く運営は安定していない。就労継続支援事業などへ移行を推進するのであれば、サービス管理責任者の確保・定着につながるような事業報酬や報酬単価の引き上げ、固定経費(月額)と報酬(日額)の2本立てなど検討して欲しい。(1件)</p>	<p>地域活動支援センターにつきましては、従来の運営安定化策を継続させる予定です。</p> <p>また、当該センター事業自体につきましても、多様なニーズに対応できるよう、センターのあり方の見直しを行う予定でありますことから、当該検討を行う際の参考とさせていただきます。(サービス計画：P 37, 41)</p>
13	<p>住宅用火災警報器の設置が義務付けになったが、安定的な収入のない障がい者は設置が困難なので助成して欲しい。(1件)</p>	<p>火災警報器につきましては、障がい等級や所得などの条件がありますが、日常生活用具の給付事業の対象品目となっておりますのでご利用ください。</p>
14	<p>学校以外で相談できる窓口が欲しい。(2件)</p>	<p>障がいのあるお子さんの相談につきましては、子ども発達センター、教育センター、障がい福祉課、障がい者生活支援センターなどで受け付けておりますので、ご利用ください。</p>
15	<p>相談支援事業を充実して欲しい。(1件)</p>	<p>相談支援事業やコーディネーターにつきましては、これまでも障がい者生活支援センターで事業を実施してまいりましたが、今後は、障がい者がいつでも身近な場所で、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、介護相談など総合的な支援が受けられるような、総合的な相談支援体制の整備に努めてまいります。</p>
16	<p>障がい者の生活を生涯にわたってトータルに支援できるコーディネーターが欲しい。(4件)</p>	<p>(プラン：P 39, サービス計画P 30)</p>

⑤ その他（21件）

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1	余暇支援を充実して欲しい。（2件）	障がい者のスポーツ・芸術・文化活動等の社会活動の促進に努めてまいります。 （プラン：P27）
2	日中活動系事業を充実して欲しい。（2件）	日中活動系事業の充実につきましては、今後も障がい者福祉サービスや地域生活支援事業の充実を努めてまいります。 （プラン：P30，サービス計画：第5～6章）
3	家族が急病になった時など、受け入れてくれる体制を整えて欲しい。（2件）	家族が急病になった場合の受け入れ体制につきましては、短期入所（ショートステイ）事業で対応しており、今後も事業者の確保等に努めてまいります。 （プラン：P31，サービス計画：25～26）
4	特別支援学級の児童に対しての学童支援を充実して欲しい。（2件）	保護者が仕事で昼間不在の特別支援学級の児童につきましては、留守家庭児童対策事業におきまして、障がい児を受け入れられるよう、指導員の配置や研修の充実などに努めてまいります。（プラン：P36）
5	障がい児が療育のために通所している間、きょうだいを預けられるような体制や、きょうだいの心理的ケアを行うきょうだい支援が欲しい。（1件）	きょうだい支援につきましては、子ども発達センターの療育事業を充実していく中で、きょうだいへのサポート体制の強化に取り組んでまいります。（プラン：P35）
6	障がい児と健常児が、イベント等ではなく、普段から触れ合える機会を行政が確保して欲しい。（1件）	障がいのある子とない子の交流の機会につきましては、ここ・ほっと（子ども発達センター・西部保育園・子育てサロン西部の施設全体の愛称）等におきまして、合同給食や季節の行事などを通じた交流や、日常的に各クラスや園庭で一緒に遊ぶ自然な形での交流など、さまざまな機会を捉えて確保しております。
7	成年後見制度の活用を含めた権利擁護施策を充実して欲しい。（1件）	今後も成年後見制度の周知を図るとともに、宇都宮市障がい者自立支援協議会権利擁護部会の設置など、権利擁護施策の充実

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
		に努めてまいります。 (プラン：P 3 9，サービス計画：P 3 3～3 4)
8	(障がい者福祉プラン) 失語症に対することばのリハビリを実施して欲しい(1件)	失語症に対することばのリハビリにつきましては、医師の診断に基づき医療機関や県のリハビリテーションセンター等で実施されております。
9	(障がい者福祉プラン) 盲ろう者のための指点字のボランティアを養成して欲しい(1件)	指点字などを使って盲ろう者の意思疎通を支援する事業につきましては、障害者自立支援法における都道府県地域生活支援事業に位置付けられており、栃木県が盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成講座を実施しております。 指点字ボランティアにつきましては、ボランティアの支援を検討する際の参考とさせていただきます。
10	自立支援協議会や社会福祉審議会に障がい者を入れて欲しい(1件)	自立支援協議会や社会福祉審議会には、障がい者や保護者の団体の代表者が委員になっております。なお、今回の計画策定におきましては社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の公募の市民委員として、障がい者の方にもご参加いただきご意見等いただきました。
11	身体障がい者相談員(視覚障がい)に盲学校教員OBなど視覚障がい者以外も入れて欲しい(1件)	身体障がい者相談員の選任につきましては、身体・知的障がい者相談員設置事業の充実に位置付けており、今後、事業のあり方を検討していく際の参考とさせていただきます。(プラン：P 4 0)
12	(障がい者福祉プラン) 手帳所持数だけではなく市の人口・障がい者率(手帳所持率)も記載して欲しい(1件)	本市の人口、障がい者率(手帳所持率)を記載します。
13	(障がい者福祉プラン) アンケートの実施概要を記載して欲しい(1件)	実施概要を記載します。

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
14	(障がい者福祉プラン) 障がい者団体，障がい福祉サービス事業者等の意見聴取の実施概要を記載して欲しい（1件）	
15	精神障がい者の就労については，働く意思が持てるまで回復しているか確認してから就労支援することが必要である（1件）	今後，事業を展開していく際の参考とさせていただきます。
16	精神障がい者の地域生活への移行については，自己が確立できるまで回復しているか確認してから地域生活へ移行させることが重要である（1件）	
17	(障がい者福祉プラン) 精神病の治療は医師が行うが，予防については自治体で教育しても良いのではないかと（1件）	

* 「意見に対する市の考え方」の「プラン」は「第3次宇都宮市障がい者福祉プラン（素案）」、「サービス計画」は「第2期宇都宮市障がい福祉サービス計画（素案）」のことであります。